

議事第 6 号

高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約の改正について

1 協議概要

本市の地域交通における協議を柔軟かつ効率的に行うため、高岡市地域公共交通活性化推進協議会を地域交通法並びに道路運送法に基づく協議会とする規約の改正並びに、これまで地域公共交通会議や自家用有償旅客運送運営協議会で行ってきた協議事項を、地域公共交通活性化推進協議会に設置する分科会で協議を行う規約の改正を行いたく協議するもの。

2 目的等

現行、市で設置している協議会は設置根拠や協議内容は異なるものの、委員がほぼ同じであることから、1つの会議体に地域交通法と道路運送法に基づく機能を付与することで、様々な案件に対し、柔軟かつ効率的に行えるようにする。

3 改正内容 「高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約」 「高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会要綱」参照

① 第 2 条（目的）

地域公共交通活性化推進協議会の設置根拠に道路運送法を追加。

② 第 4 条第 4 号及び第 5 号（事業）

地域公共交通会議及び自家用有償旅客運送運営協議会で協議してきた事項を追加。

③ 第 9 条第 5 項（会議）

議決方法について、地域公共交通会議及び自家用有償旅客運送運営協議会に係る協議の場合の例外規定を追加。

④ 第 10 条（分科会）

分科会の設置及び分科会の議決を協議会の議決とすることができる規定を追加。

⑤ 別表 1（委員）

富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表を追加

<改正前>

名称	地域公共交通活性化推進協議会	地域公共交通会議	自家用有償旅客運送運営協議会
根拠	地域交通法	道路運送法	
役割	・地域公共交通計画の作成・変更の協議 ・計画の実施に係る協議 ・計画に位置付けられた事業 (フィーダー補助等)の実施に関すること	市民協働型地域交通システム (地域タクシー)等の 乗合旅客運送に関する協議	公営バスや、市民協働型地域交通システム (地域バス、ノックル)等の 自家用有償旅客運送に関する協議

<改正後>

名称	地域公共交通活性化推進協議会	
		地域公共交通活性化推進協議会分科会
根拠	地域交通法・道路運送法	地域交通法・道路運送法
役割	・地域公共交通計画の作成・変更の協議 ・計画の実施に係る協議	・公営バスや市民協働型地域交通システムに関する協議 ・計画に位置付けられた事業(フィーダー補助等)の実施に関することであって、 分科会で議論することが効率的と考えられる協議

4 協議会及び分科会の構成員(案)

高岡市地域公共交通活性化推進協議会 委員名簿

		職名	肩書	氏名
1	会長	高岡市長の指名する職員	高岡市 未来政策部長	鶴谷 俊幸
2	副会長	学識経験者	金沢大学 教授	中山 晶一郎
3		国土交通省北陸信越運輸局の職員	交通企画課長	新倉 孝礼
4		国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画・調整担当)	景山 隼人
5		国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	廣井 和幸
6		国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所の職員	計画課長	辻 裕和
7		富山県の職員(地域交通担当)	交通戦略企画課長	有田 翔伍
8		富山県の職員(道路管理者)	高岡土木センター技術次長	見角 潤朗
9		あいの風とやま鉄道㈱の職員	専務取締役	助野 吉昭
10		西日本旅客鉄道㈱金沢支社の職員	金沢支社地域共生室長	鹿野 剛史
11		加越能バス㈱の職員	取締役自動車部長	山崎 勝
12		万葉線㈱の職員	代表取締役専務	楠 達男
13		富山県タクシー協会 高岡ブロック会の代表	高岡交通株式会社 代表取締役専務	渡邊 寛人
14		高岡警察署の職員	地域交通官	小柳 巖
15		高岡商工会議所の職員	専務理事	西田 隆文
16		高岡市商工会の職員	事務局長	斉田 仁
17	監事	高岡市観光協会の職員	専務理事	藤田 辰昭
18		高岡市社会福祉協議会の代表	会長	尾崎 憲子
19		高岡市連合自治会の代表	副会長	藤田 晴久
20	N	富山県交通運輸産業 労働組合協議会	議長	石橋 剛

- 地域公共交通会議、自家用有償旅客運送運営協議会の開催にあたり、ともに出席が求められる「運転手が組織する団体代表」として石橋委員を協議会委員に追加。
- 協議を行う地区によって、出席者が変わる地域住民、自家用有償旅客運送を運行している運行地区の代表は分科会のみ参加する。

分科会 委員名簿(案)

		職名	肩書	氏名	〈参考〉現行	
					地域公共 交通会議	自家用有償 協議会
1	会長	高岡市長の指名する職員	高岡市 未来政策部長	鶴谷 俊幸	○	○
	副会長	学識経験者	金沢大学 教授	中山 晶一郎		
		国土交通省北陸信越運輸局の職員	交通企画課長	新倉 孝礼		
		国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画・調整担当)	景山 隼人		
2		国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	廣井 和幸	○	○
		国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所の職員	計画課長	辻 裕和		
3		富山県の職員(地域交通担当)	交通戦略企画課長	有田 翔伍	○	
		富山県の職員(道路管理者)	高岡土木センター技術次長	見角 潤朗		
		あいの風とやま鉄道㈱の職員	専務取締役	助野 吉昭		
		西日本旅客鉄道㈱金沢支社の職員	金沢支社地域共生室長	鹿野 剛史		
4		加越能バス㈱の職員	自動車部長	山崎 勝	○	○
		万葉線㈱の職員	代表取締役専務	楠 達男		
5		富山県タクシー協会 高岡ブロック会の代表	高岡交通株式会社 代表取締役専務	渡邊 寛人	○	○
6		高岡警察署の職員	地域交通官	小柳 巖	○	○
		高岡商工会議所の職員	専務理事	西田 隆文		
		高岡市商工会の職員	事務局長	斉田 仁		
	監事	高岡市観光協会の職員	専務理事	藤田 辰昭		
		高岡市社会福祉協議会の代表	会長	尾崎 憲子		
7		高岡市連合自治会の代表	副会長	藤田 晴久	○	
8		富山県交通運輸産業 労働組合協議会	議長	石橋 剛	○	○
9		地域住民又は自家用有償旅客運送 の利用が想定される者	運行が行われる 地区の住民より都度、選出			○
10		高岡市内で現に公共交通空白地 有償運送を行っている 特定非営利活動法人等の代表	運行地区の代表 (新たに協議を整えようとするものが、現在、 本格運行をしている地区の運営に影響を及ぼすと考え られる場合のみ出席が必要。)			○ (協議内容 によっては 出席不要)

高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約（案）</p> <p>（名 称） 第1条 本会は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目 的） 第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施並びに<u>道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項等を協議することで、本市における地域公共交通の活性化を推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（事務所） 第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号 高岡市役所内に置く。</p> <p>（事 業） 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 計画の実施に係る協議に関すること。 (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態等の協議に関すること。</u> (5) <u>自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的の達成のために必要なこと。</p>	<p>高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約</p> <p>（名 称） 第1条 本会は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目 的） 第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に<u>関する協議を行うため並びに本市における地域公共交通の活性化を推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（事務所） 第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号 高岡市役所内に置く。</p> <p>（事 業） 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 計画の実施に係る協議に関すること。 (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的の達成のために必要なこと。</p>	<p>設置根拠に道路運送法を追加</p> <p>地域公共交通会議、自家用有償旅客運送運営協議会で協議してきた事項を追加</p>

<p>(組 織)</p> <p>第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>2 協議会には、会長1名、副会長1名、監事1名を置くことができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第6条 委員の任期は、令和11年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第7条 会長は、高岡市長の指名する職員をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、委員の中から会長が指名することができる。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(監 事)</p> <p>第8条 監事は、委員の中から会長が指名することができる。</p> <p>2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。</p> <p>(会 議)</p> <p>第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。</p>	<p>(組 織)</p> <p>第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>2 協議会には、会長1名、副会長1名、監事1名を置くことができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第6条 委員の任期は、令和11年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第7条 会長は、高岡市長の指名する職員をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、委員の中から会長が指名することができる。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(監 事)</p> <p>第8条 監事は、委員の中から会長が指名することができる。</p> <p>2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。</p> <p>(会 議)</p> <p>第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。</p>	
--	---	--

<p>5 前項の定めに関わらず、協議事項が第4条第4号及び第5号に定めるものである場合は、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセス」に基づき、協議会の議決を行うことができるものとする。</p> <p>6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>（分科会）</p> <p>第10条 協議会は、第4条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の委員は、原則、協議会の委員をもって充てるものとする。</p> <p>3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>4 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とする。</p> <p>（協議結果の尊重）</p> <p>第11条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>（事務局）</p> <p>第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>（協議結果の尊重）</p> <p>第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>（事務局）</p> <p>第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>議決方法について、地域公共交通会議及び自家用有償旅客運送運営協議会に係る協議の場合の例外規定を追加</p> <p>分科会の設置について規定を追加</p>
--	---	---

(財 務)

- 第 13 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑 則)

- 第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 2 月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 3 月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。
(高岡市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 高岡市地域公共交通会議設置要綱は、廃止する。
(高岡市自家用有償旅客運送運営協議会要綱の廃止)
- 3 高岡市自家用有償旅客運送運営協議会要綱は、廃止する。

(財 務)

- 第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑 則)

- 第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 2 月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 3 月18日から施行する。

別表1（第5条関係）

（委員）

高岡市長の指名する職員

国土交通省北陸信越運輸局の職員

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員

国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所の職員

富山県の職員（地域交通担当、道路管理者）

あいの風とやま鉄道㈱の職員

西日本旅客鉄道㈱ 金沢支社の職員

加越能バス㈱の職員

万葉線㈱の職員

高岡警察署の職員

高岡商工会議所の職員

高岡市商工会の職員

（公社）高岡市観光協会の職員

高岡市連合自治会の代表

学識経験者

富山県タクシー協会高岡ブロック会の代表

（社福）高岡市社会福祉協議会の代表

富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表

別表1（第5条関係）

（委員）

高岡市長の指名する職員

国土交通省北陸信越運輸局の職員

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員

国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所の職員

富山県の職員（地域交通担当、道路管理者）

あいの風とやま鉄道㈱の職員

西日本旅客鉄道㈱ 金沢支社の職員

加越能バス㈱の職員

万葉線㈱の職員

高岡警察署の職員

高岡商工会議所の職員

高岡市商工会の職員

（公社）高岡市観光協会の職員

高岡市連合自治会の代表

学識経験者

富山県タクシー協会高岡ブロック会の代表

（社福）高岡市社会福祉協議会の代表

追加

高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約第10条の規定に基づき設置される高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 分科会は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）から付託を受けた事項について協議する。

（分科会の構成）

第3条 分科会は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 分科会に会長を置き、高岡市長の指名する職員をもって充てる。
- 3 会長は、分科会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長は、協議事項に応じ、その都度出席委員を選出するものとする。
- 6 分科会は、必要に応じて学識経験者等の者の出席を求めることができる。

（分科会の運営）

第4条 分科会の会議は、協議会の会長が必要に応じて召集する。

- 2 会議は前条第5項の規定により選出された委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 分科会の議決の方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。
- 5 前項の定めに関わらず、協議事項が協議会規約第4条第4号及び第5号に定めるものである場合は、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づき、分科会の議決を行うことができるものとする。
- 6 会長は、分科会の協議内容を協議会へ報告するものとする。
- 7 分科会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正

かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第5条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が分科会に諮り定める。

附 則

この要綱は令和6年 月 日から施行する。

別表

高岡市長の指名する職員

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員

富山県の職員（地域交通担当）

加越能バス株式会社の職員

高岡警察署の職員

高岡市連合自治会の代表

県タクシー協会高岡ブロック会の代表

富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表

地域住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者

高岡市内で現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表